平成２６年（フ）第１１２１号
大阪市東成区大今里１丁目23番７号
債務者　山崎綜合事務所こと山崎章夫事務所こと　山崎　章夫
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１７９３号
大阪市西区本田２丁目８番14―704号
債務者　池田　精子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８０５号
大阪市東住吉区駒川５丁目５番15号ビアンカ一サ駒川206号、前住所大阪府茨木市本町６番21号
債務者　川本　信行
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８６５号
大阪府高槻市宮野町17番２号　マンションベルウッド305号
債務者　髙山　麻紀（旧姓日髙）
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８６６号
大阪府東大阪市稲田本町３丁目18番４号
債務者　上杉　　稔
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９２６号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目２番15号　メゾン鶴ヶ丘601号
債務者　森田　淳子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１９３５号
大阪府四條畷市南野５丁目９番４号　ひるさいどてらすＣ207
債務者　中宗　佳子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９３号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目34番17―102号
債務者　美土路　猛
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２０１号
大阪府交野市私部３丁目16番２―101号
債務者　上田　真美
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２０４号
大阪市西淀川区御幣島２丁目10番４号
債務者　成谷　絹子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３１０号
大阪府枚方市山之上北町23番14―105号
債務者　今村　千鶴
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３１５号
大阪府豊中市庄内東町６丁目13番19号
債務者　中濵樹美恵
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６４号
函館市石川町189番地13　ケアホーム結
債務者　北崎　典文
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７７号
山形市元木１丁目６番11号
債務者　草刈　淳一
1　決定年月日時　平成26年６月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月28日まで　山形地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
島根県出雲市塩冶有原町５丁目43番地メゾンレリヤⅡ―Ｃ―201
債務者　林　　昭男
1　決定年月日時　平成26年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第４１１号
埼玉県加須市佐波138番地１
債務者　安部美枝子
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４６号
埼玉県川口市大字安行藤八840番地の82、旧住所埼玉県川口市大字東内野226番地　サンライフ東川口1306号
債務者　浜野　研二
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２４７号
埼玉県川口市大字安行藤八840番地の82、旧住所埼玉県川口市大字東内野226番地　サンライフ東川口1306号
債務者　浜野美恵子
1　決定年月日時　平成26年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係